

勤務時間中に職員が行う小休止行為への配慮（案）

各所属長に対して、勤務時間中に職員が行う小休止行為への配慮を求める内容の通知を行い、周知・指導を図る。

<通知内容骨子>

- 勤務時間中において、職員が疲労回復を図るために必要最小限の範囲で行う小休止的な行為については、公務能率の低下を防止するために必要なもの。
- 鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）第35条の規定に基づき、下記のとおり、職員が心身ともに健康で、職務に十分な能力を発揮できるよう、職員の小休止的な行為の取扱いについて定める。

記

1 職員の行う小休止的行為

疲労の要因に応じて、適切な方法により、それぞれの作業や疲労の実態に応じて数分から10分程度を目安に必要最小限の時間を利用して疲労回復を図るものであること。

2 所属における配慮

所属長は、職員が適宜小休止的行為を行えるよう配慮するとともに、長時間小休止がとれない作業の場合には、できる限り1日の作業スケジュールの中に小休止のための時間を組み入れるなど、疲労が蓄積しないように配慮すること。

3 服務規律の確保

勤務時間中の小休止的行為は、疲労回復を図るために必要な最小限の時間に限られるべきものであることを認識し、必要以上に小休止を取り、県民から誤解を受けるようなことがないように十分注意すること。